

農業

新規就農者を支援します 青年就農給付金 (経営開始型)

経営リスクを負っている新規就農者の経営が、軌道に乗るまでの間を支援します。

給付対象者の主な要件 (すべて満たす必要があります)

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則として 45 歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- ② 独立・自営就農であること
※自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指します。
- ③ 須崎市の「人・農地プラン」に位置付けられている方 (見込みも可)
- ④ 就農後の総所得が 250 万円未満の方
- ⑤ 経営開始計画の基準に適合していること
※独立・自営就農 5 年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- ⑥ 生活保護など、生活費を支給する国のほかの事業と重複受給できないまたは農の雇用事業による助成を受けたことがないこと
- ⑦ 須崎市青年就農給付金事業実施要綱による

申込締切: 7 月 31 日 (水)

詳細については農林水産課まで、お問い合わせください。

農林水産課 農林係

☎42・3591

経営所得安定対策の 加入申し込みは 7 月 1 日 (月) までに

1. 米に対する助成

米の生産数量目標に従って生産する販売農家、集落営農に対して、主食用米の作付面積 10 アール当たり 15,000 円を定額交付。「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合には、追加補てんも行います。

2. 水田活用の所得補償交付金

水田で麦・大豆・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農に対して、主食用米並みの所得を確保できる水準の支援を行います。

加入申込締切: 7 月 1 日 (月) まで

支払期間: 12 月～平成 26 年 3 月

須崎市地域農業再生協議会 農林水産課内

☎42・3591

土佐くろしお農業協同組合 営農課

☎42・8007

農林水産省中国四国農政局 高知地域センター

☎0880・34・5355

金婚式の ご案内



金婚式を迎えられるご夫婦の皆さん、9 月 1 日 (日) に高知新聞社主催による「第 56 回金婚夫婦祝福式典」が、次の日程で開催されます。

半世紀もの人生の風雪を相携えて歩んでこられたご夫婦をお招きして、祝辞状やお祝いの品を贈呈して祝福します。

資格

昭和 38 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに婚姻届を出している須崎市在住のご夫婦。事情により婚姻届が遅れた方は係にご相談ください。

申込方法

ご夫婦の戸籍抄本をご持参の上、6 月 19 日 (水) までに長寿介護課長寿支援係へお申し込みください。

式典日時

9 月 1 日 (日) 午後 2 時～

会場

須崎プリンスホテル

長寿介護課 長寿支援係

☎42・1205